平成２６年（フ）第１００８号
千葉県市原市古市場532―11　グループホームはまの、住民票上の住所千葉市中央区都町1159番地13
債務者　佐藤　敬紀
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１００９号
千葉市若葉区みつわ台２丁目27番９号　グランドサン五番館102号
債務者　西尾　勝幸
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０１０号
千葉市若葉区みつわ台２丁目27番９号　グランドサン五番館102号
債務者　西尾さおり
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０１６号
千葉県市川市幸２丁目１番３―1104号　サニーハウス南行徳Ａ棟
債務者　上宮　照雄
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０２０号
千葉市花見川区千種町227―９　ミニョンフルール101、住民票上の住所千葉県印西市大森2532番地２　印西マンション409号
債務者　斎藤　伸一
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１８３号
千葉県山武市白幡1619番地42
債務者　土屋　勝則
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１８４号
千葉県匝瑳市小高567番地
債務者　及川由美子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２６０号
川崎市多摩区宿河原６―４―10　ハイツイースタン102、住民票上の住所川崎市宮前区野川934番地11　ソシアル梶ヶ谷202
債務者　安藤　浩之
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３４３号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地２―1225
債務者　川上　　茜
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４０１号
川崎市多摩区菅稲田堤１丁目13番46―204号、申立時の住所川崎市多摩区菅５丁目６番８号Ｔ．パーシモンハイツ102
債務者　石垣　伸二
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４６８号
川崎市川崎区渡田東町８番５号　ソイマール105
債務者　伏木　潤一
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４６９号
川崎市幸区南幸町３丁目39番地
債務者　比嘉　富雄
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４９５号
川崎市高津区二子３丁目22番19号　第１コスモタウン205
債務者　古屋　幹男
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４９６号
川崎市川崎区小田３丁目21番15号　徳俊荘101
債務者　鶴田拳士こと　鶴田　拳士
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５０３号
川崎市高津区向ケ丘152番地８　ハイブリッジ向ヶ丘101
債務者　小山　樹莉（旧姓三和・杉山）
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５１１号
川崎市高津区二子１丁目25番２号　第二丘荘103
債務者　守永　義巳
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係